

覚書

支払条件の変更

収入印紙

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で 年 月 日付で締結した 〇〇〇〇契約書（以下「原契約」という。）に定める委託料の支払条件の変更に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（支払条件の変更）

甲及び乙は、原契約第 条（支払条件）に定める委託料の支払条件を、次表のとおり変更する。

支払条件の新旧対照

項目	変更前	変更後
締切日		
支払日		
休業日の扱い		
支払方法		

第2条（適用開始）

変更後の支払条件は、 年 月 日以後に乙が提供した業務（同日以後に甲が受領した成果物を含む。）に係る委託料から適用する。

2 前項の日より前に乙が提供した業務に係る委託料は、変更前の支払条件により支払う。

第3条（原契約との関係）

本覚書に定めのない事項については、原契約の定めによる。

2 本覚書の定めと原契約の定めとが矛盾し、又は抵触するときは、本覚書の定めが優先する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

代表者

印